

第17回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年1月18日  
 告示番号 第2号  
 会議年月日 令和5年1月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 企画係長 浅岡 栄嗣  
 主任主事 阿部 喜昭

本日の案件 第17回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時35分

議	長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第17回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、13番 佐藤 和威治 委員、16番 及川 治雄 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 藤原 美喜男 委員、14番 佐藤 宗雄 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第36号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。                  1ページをお開き願います。                  報告第36号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から6ページの第14号までの14件、14名の方からの届出であり、専決処分の日は令和5年1月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第36号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第36号の質疑を終わります。

次に、「報告第37号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7ページをお開き願います。

報告第37号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件5筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

議 長

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、盛土・切土が1件、農業用施設の整備が2件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第37号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第37号の質疑を終わります。

次に、「議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8ページをご覧ください。

議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請7件です。

8ページから9ページをご覧ください。

第1号及び第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年1月31日までの5年間で、物納となっております。

第3号については、譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係であり、譲受人が特定遺贈により農地を取得しようとするものです。

譲受人は農家ではありませんが、大豆、大根、白菜、じゃがいもの作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第4号については、相続人不存在の農地であります。譲受人が現在、申請地の近隣農地を耕作しており、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地等相続財産全部を含め記載のとおりとなっております。

10ページをご覧ください。

第5号については、譲渡人が営農を辞めることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が申請地近隣農地を所有・耕作しており、耕作の利便性と経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10ページから11ページをご覧ください。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が売買により農地を取得し耕作しようとするもので、売買金額は宅地・建物等を含め記載のとおりとなっております。

譲受人は農家ではありませんが、今までも譲渡人と一緒に農作業を行ってきており、顧客も引き継いでいく予定で、りんご、米の作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

今後も譲渡人が一緒に農作業を行い指導していくと伺っております。

次に、花泉地域に係る申請6件です。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年11か月間で、物納となっております。

12ページをご覧ください。

第10号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの4年11か月間で、物納となっております。

第11号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの4年11か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

13ページをご覧ください。

第12号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年12月31日までの9年11か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第13号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから空き家バンクに登録し、譲受人が宅地及び住宅等と合わせて農地を取得し、新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地・建物等を含み記載のとおりとなっております。

譲受人は農家ではありませんが、なす、きゅうり、トマトの作

付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

また、取得する農地面積は、現行の下限面積の10 a 未満であります。また、空き家バンク登録案件であり、別段面積1 a が適用となるため、許可要件を満たしております。

13ページから14ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請3件です。

第14号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年3月31日までの1年2か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第15号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年11か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号については、貸付人が高齢のため労力不足の状態にあることから、借受人が申請地周辺の農地を耕作しており、耕作の利便性と経営規模拡大のため使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和15年3月31日までの10年間となっております。

15ページをご覧ください。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第17号については、譲受人が所有する山林の一部を市が市道改良事業用地として買収することから、譲受人が経営規模拡大のための事業用地代替地として譲渡人である市が売買するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第19号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年3月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第20号については、貸付人と借受人は親子であり、貸付人が経

議 長

17番  
松岡 千賀子 委員

議 長

10番  
佐藤 和幸 委員

議 長

3番  
佐藤 喜明 委員

営移譲年金を受給するため借受人が使用貸借により借受けするもので、貸借期間は記載のとおり令和15年1月31日までの10年間となっております。

以上20件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第110号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年1月13日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、そして私 松岡でございます。

農地利用最適化推進委員 大越、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事でございます。

報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法第3条現地調査報告書。

調査日、令和5年1月11日、午前9時30分より行いました。

調査員、農業委員 私 佐藤です。

農地利用最適化推進委員 佐藤、千葉、事務局職員として千葉主査、支所職員 後藤であります。

報告内容、第8号から第13号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第3条現地調査報告をいたします。

大東地域、現地調査日、令和5年1月11日、午後1時半より、農業委員 私と農地利用最適化推進委員の小野寺、菅原、あとは

議長  
24番  
鈴木 弘也 委員

産業建設課課長補佐の畠山さんと行いました。

報告内容、第14号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域に係る農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年1月11日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木と農地利用最適化推進委員 千葉、渡辺、小野、支所職員 加藤産業建設課課長補佐、佐藤産業建設課主任主査で行いました。

報告内容、第17号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日につきましては令和5年1月11日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては千葉委員、それから私 藤原、農地利用最適化推進委員につきましては小松委員、支所職員からは小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容、第18号から第19号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

調査日は令和5年1月11日、水曜日、午前9時30分より行っ

ております。  
調査員は農業委員として私 畠山、それに農地利用最適化推進委員として伊藤委員、菅原委員の両名、そのほか支所職員の阿部

議長  
9番  
畠山 信吾 委員

		産業建設課主事が同行し、4名で行っております。
		第20号につきましてですが、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
議	長	以上でございます。
		ありがとうございます。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		ございませんか。
20番		室根地域の18号、19号の申請について、申請者とそれから調査
遠藤 勝幸	委員	員が同一人物というふうなことで、コンプライアンス的にどうなのかなというふうなことをお伺いいたします。
議	長	事務局の答弁をお願いします。
局	長	売買ということではなくて賃貸借ということでございますので、実際は別な委員さんをお願いすべきものだというふうには思いますが、所有するというのではなくお借りするという部分です
		ので、今回はこれで認めざるを得ないかなというふうに思っております。
		今後、こういった御本人がかかわる部分の調査については、委員はやっぱり代わるべきだなというふうに思っておりますので、支所についてもその辺は指摘しながら変更するよう指示してまいります。
議	長	その他ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第110号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		17ページをお開き願います。



議 長  
10番  
佐藤 和幸 委員

議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、花泉地域の1件です。

第1号は、申請人がカーポートを建築するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第111号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第4条現地調査報告書、花泉地域。

これは3条と同じですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR油島駅から南東に約4.2kmの位置にあり、周囲は北及び西側が県道、東及び南側が宅地となっている。

申請人がカーポートを建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第111号」を許可相当と決します。

議 長

局 長 補 佐

次に、「議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

18ページをお開き願います。

議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請3件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が事務所併用住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

19ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第4号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第5号は、借受人が公共工事に伴う作業用通路として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第112号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

17番  
松岡 千賀子 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.9kmの位置にあり、周囲は北及び南側が宅地及び雑種地、東側が山林、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第2号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約900mの位置にあり、周囲は北、南及び西側が農地、東側が市道となっております。

申請人が事務所併用住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第3号、申請地は、JR山ノ目駅から南西に約1.4kmの位置にあり、周囲は北及び東側が宅地、南側が市道、西側が公衆用道路となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

10番  
佐藤 和幸 委員

農地法第5条現地調査書。

調査日と調査員は3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR清水原駅より東に約2.7kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が道、南側が農地、西側が宅地及び現況市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

9番  
畠山 信吾 委員

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日及び調査員につきましては3条と同じでございますので

割愛をさせていただきます。

第5号についてでございますが、申請地は、藤沢支所から西に約830mの位置にあり、周囲は北及び東側が県道、南側が堤、西側が公衆用道路となっております。

申請人が公共工事に伴う作業用通路として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はありません。

なお、この工事は県発注の主要地方道花泉丑子淵地区歩道補修工事であることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第112号」を許可相当と決します。

次に、「議案第113号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

20ページをお開き願います。

議案第113号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

21ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が102件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式が1件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から48ページ、第42号までの42件は、一関地域に係る申請です。

49ページをお開き願います。

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

局長 補佐

第43号から69ページの第86号までの44件は、花泉地域に係る申請です。

第87号から72ページの第94号までの8件は、大東地域に係る申請です。

第95号から73ページの第96号までの2件は、東山地域に係る申請です。

第97号から74ページの第99号までの3件は、室根地域に係る申請です。

第100号から75ページの第102号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

ここで、2件、補足説明をさせていただきます。

ページが戻りますけれども、60ページをお開き願います。

第68号でございますけれども、60ページの第68号です。

こちらですけれども、賃借料が反別の割に高額になっておりますけれども、こちらにつきましてはビニールハウスが建っております、このビニールハウスの使用料込みの価格ということでございます。

もう1件でございますけれども、72ページをお開きください。

第93号です、72ページの第93号をご覧ください。

本件では利用目的が「畑」で賃借料が「物納で年30kg」となっておりますけれども、こちらにつきましては同一の所有者で貸し借りの方で、第94号で田の貸借がございますので、そちらの田んぼの方で穫れた米で物納、30kgというものが支払われるということでございます。

ちなみに、第94号の方の賃借料は現金で支払われるそうでございます。

補足説明を終わりました、76ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですけれども、第1号から第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

77ページをお開き願います。

第3号から第4号までの2件は、東山地域に係る申請です。

78ページをお開き願います。

第5号は、川崎地域に係る申請です。

第6号は、藤沢地域に係る申請です。

79ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号は、花泉地域に係る申請です。

議 長

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。  
また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第113号」の説明を終わります。

なお、[貸借権設定]第17号について、14番 佐藤 宗雄 委員が、第78号について、10番 佐藤 和幸 委員が、第98号について、15番 千葉 綾雄 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第113号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第17号、第78号、第98号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第113号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第17号、第78号、第98号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第113号」[貸借権設定]第17号について審議いたします。

佐藤 宗雄 委員は退室願います。

(午後2時19分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第113号」[貸借権設定]第17号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

		よって、「議案第113号」〔貸借権設定〕第17号を可と決します。
		佐藤 宗雄 委員は入室願います。 (午後2時20分 入室)
議	長	佐藤 宗雄 委員に申し上げます。
		「議案第113号」〔貸借権設定〕第17号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第113号」〔貸借権設定〕第78号について審議いたします。
		佐藤 和幸 委員は退室願います。 (午後2時21分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第113号」〔貸借権設定〕第78号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第113号」〔貸借権設定〕第78号を可と決します。
		佐藤 和幸 委員は入室願います。 (午後2時21分 入室)
議	長	佐藤 和幸 委員に申し上げます。
		「議案第113号」〔貸借権設定〕第78号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第113号」〔貸借権設定〕第98号について審議いたします。
		千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後2時22分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第113号」〔貸借権設定〕第98号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)

議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第113号」〔貸借権設定〕第98号を可と決めます。</p> <p>千葉 綾雄 委員は入室願います。</p> <p>(午後 2 時22分 入室)</p>
議	長	<p>千葉 綾雄 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第113号」〔貸借権設定〕第98号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第114号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐		<p>80ページをお開き願います。</p> <p>議案第114号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>82ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が2件です。</p> <p>第1号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>以上、申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましても、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第114号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なしということですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第114号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第114号」を許可相当と決めます。</p>



議 長

次に、「議案第115号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

局長 補佐

事務局の説明を求めます。

83ページをお開き願います。

議案第115号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は2件で、室根地域1件、藤沢地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第115号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

12番

藤原 美喜男 委員

室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR矢越駅から南西に約640mの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、西側及び南側が境内地となっております。

平成4年頃より駐車場として利用しており、既に農地性は失われておると思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

9番

畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

第2号についてでございます。

申請書は、藤沢支所から南東に約2.7kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び西側は農地、南側が市道となっております。

2筆でございます。

77-1は昭和57年頃から宅地進入路として利用されておしま

議長

21番  
島山 潔 委員

議局長 補佐

議長

12番  
藤原 美喜男 委員

21番  
島山 潔 委員  
議長

す。

77-4につきましては平成10年頃から山林化しておりまして、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

1番についてちょっとお聞きいたしますが、現在、駐車場として利用しているということですが、図面から見ますと建高寺、お寺かな、その駐車場として利用しているのかどうか聞きたいし、地目が畑から雑種地に現況が変わってきておりますが、その管理はお寺でやっているのか、その辺も知りたいし、あともう1つですが、この地番の隣接しているところが建物ない宅地のように思われるんですが、ここも同じように駐車場として利用しているのか、その辺、もう少し分かる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

お答えいたします。

こちらにつきましては市の所有地となっております、室根西小学校の駐車場として使われていたものでございます。

それで、確かにおっしゃるとおり、脇に境内地はございますけれども、こちらについては小学校の駐車場があまり駐車場としてとれるスペースがなかったのも、こちらを駐車場として使っていたということでございます。

ただ、今度そこを払い下げの希望がありまして、希望に基づきまして、こうした適用外の申請で農地から除外しようとするものでございます。

それから、最後のご質問の隣の宅地につきましては把握してございませんでした。

申し訳ございません。

島山委員、ちょっと待ってください。

補足説明、12番、藤原委員。

宅地につきましては、現状駐車場として使われているようでございます。

わかりました。

ありがとうございます。

了解ということで、その他ございませんか。

議 長 (なしの声あり)  
ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長 (異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
「議案第115号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議 長 (挙手満場)  
挙手満場と認めます。

議 長 よって、「議案第115号」を可と決します。  
以上で議案審議が終了いたしました。  
第17回一関市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。  
(午後 2 時33分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員